

経 済 産 業 省

20220425 貿局第2号
輸出注意事項2022第18号
経済産業省貿易経済協力局

「輸出貿易管理令の運用について」（昭和62年11月6日付け輸出注意事項62第11号）の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和4年5月9日

経済産業省貿易経済協力局長 飯田 陽一

「輸出貿易管理令の運用について」の一部改正について

「輸出貿易管理令の運用について」（昭和62年11月6日付け輸出注意事項62第11号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

この規程は令和4年5月10日から施行する。

「輸出貿易管理令の運用について」の一部を改正する通達新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○輸出貿易管理令の運用について（昭和62年11月6日付け輸出注意事項62第11号）

改正後	現行
<p>0 (略)</p> <p>1 輸出の許可</p> <p>1-0 (略)</p> <p>1-1 輸出の許可</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 総価額への換算</p> <p><u>外国通貨又は暗号資産若しくはこれら以外のその他の財産的価値(動産及び不動産を含む。以下「その他の財産的価値」という。)</u>をもって決済される場合の当該外国通貨又は暗号資産若しくはその他の財産的価値と円との換算は、別に定める換算率による。(以下この通達において総価額算定の場合における換算は、この換算率による。)</p> <p>輸出令第4条第1項に規定している<u>外国通貨の総価額の換算</u>については、契約締結日の属する期間の換算率により行い、<u>暗号資産又はその他の財産的価値の総価額の換算</u>については、別に定める換算率による。</p> <p>(7)・(8) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 特例</p> <p>4-1 (略)</p> <p>4-2 輸出令第2条の規定は、同令第4条第2項各号に掲げる場合には、同令別表第2の37から41まで及び43から45までの項の中欄に掲げる貨物に係る場合を除き適用されない。</p> <p>4-2-1 (略)</p> <p>4-2-2 輸出令別表第5の解釈及び取扱い</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 輸出令別表第5第三号については、次により取り扱う。</p> <p>ただし、輸出令別表第2の2に掲げる貨物であって、北朝鮮を仕向地とするもの及び輸出令別表第2の3第三号に掲げる貨物であって、ロシアを仕向地とするものは輸出特例とはならない。</p>	<p>0 (略)</p> <p>1 輸出の許可</p> <p>1-0 (略)</p> <p>1-1 輸出の許可</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 総価額への換算</p> <p>外国通貨をもって決済される場合の当該外国通貨と円との換算は、別に定める換算率による。(以下この通達において総価額算定の場合における換算は、この換算率による。)</p> <p>輸出令第4条第1項に規定している総価額の換算については、契約締結日の属する期間の換算率により<u>行う</u>。</p> <p>(7)・(8) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 特例</p> <p>4-1 (略)</p> <p>4-2 輸出令第2条の規定は、同令第4条第2項各号に掲げる場合には、同令別表第2の37から41まで及び43から45までの項の中欄に掲げる貨物に係る場合を除き適用されない。</p> <p>4-2-1 (略)</p> <p>4-2-2 輸出令別表第5の解釈及び取扱い</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 輸出令別表第5第三号については、次により取り扱う。</p> <p>ただし、輸出令別表第2の2に掲げる貨物であって、北朝鮮を仕向地とするもの及び輸出令別表第2の3第三号に掲げる貨物であって、ロシアを仕向地とするものは輸出特例とはならない。</p>

(イ) ~ (ハ) (略)

(ニ) 輸出令第4条第2項第二号ハに規定する「別表第2の2に掲げる貨物」の解釈は次の表1に、同号ホに規定する「別表第2の3第三号に掲げる貨物」の解釈は次の表2に掲げるところにより行う。

なお、表1中「アメリカ合衆国通貨〇〇ドルに相当する額を超えるものに限る。」及び表2において定める金額の外国通貨又は暗号資産若しくはその他の財産的価値への換算は別に定める換算率によるものとする。

(ホ) (略)

(以下、略)

(イ) ~ (ハ) (略)

(ニ) 輸出令第4条第2項第二号ハに規定する「別表第2の2に掲げる貨物」の解釈は次の表1に、同号ホに規定する「別表第2の3第三号に掲げる貨物」の解釈は次の表2に掲げるところにより行う。

なお、表中「アメリカ合衆国通貨〇〇ドルに相当する額を超えるものに限る。」とあるのは、財務大臣が日本銀行において公示する基準外国為替相場及び裁定外国為替相場を用いて円通貨への換算を行うものとする。

(ホ) (略)

(以下、略)